

2020年3月2日

「ドイツのパン屋のレシート義務化」— 現金決済の国ドイツらしい話

京都橋大学 教授
IIMA 客員研究員 森純一

昨年9月に旧東ドイツのドレスデンを訪れた。市の中心にある聖母教会は、東西ドイツ統合当初は、まだ、第二次世界大戦の爆撃で破壊されたままだったが、今は見事に再建されている。また市内のグローセル公園に隣接して立つフォルクスワーゲンの「ガラスの工場」では、市民や観光客が最先端の電気自動車が製造される工程をガラス越しに見ることができる。ドレスデンの復興ぶりは素晴らしいものである。

滞在中の昼飯には、パン屋で買ったパンをかじっていた。パン屋を巡って、本年初めの数日間、ドイツの新聞にはたくさんの報道があった。ドイツも日本もキャッシュレスでは後進国であると言われているが、そのドイツらしい記事である。

「パン屋のレシート発行義務」がそのテーマで、ドイツの小売業は2020年1月1日からレシートを紙に印字して個別の顧客に手渡さねばならないということだ。すべての小売が対象だが、記事は、とりわけ生活に密着した小売業の代表であるパン屋を中心に扱っている。

ドイツのパン屋は忙しい。お客が来て行列を作り、どんどんとパンが売れている。パン屋の顧客一人あたりの売上は平均2.6ユーロ（約300円）だそうで、小銭で支払うのが一般的だが、いちいちレシートは打ち出していなかった。それが今年から、レシートを一回ごとに打ち出して渡せという規則が新設されたわけだ。この規制の是非を巡って与野党、環境団体などが入り乱れて、論戦があった。

ドイツ財務省は、レシート義務化の目的は付加価値税の脱税を防ぐためだと説明している。レシートを渡さず、あとで売上を操作することで、付加価値税の納付額を減らせる可能性があるからだ。脱税額は100億ユーロ（1兆2千億円）にもなるらしい。一方でこの規制に対してドイツの商工会は異議を唱えている。顧客に対して、受け取ったレシートをまとめて税務署のポストに投げ込もうという過激な呼びかけまで行っていた。ドイツでは一般の企業でも税務署を相手に徴税についての訴訟を起こすことは珍しくないのに、税務署に抗議が行われることも不思議ではない。

反対の理由の一つは当然だが、手間の問題である。だが、ここで注目したいのは、反対派の論拠の一つが、現在の欧州の潮流を色濃く反映している点である。その論拠とは、環境問題である。環境団体や商工会は、この規制で年間に総延長200万キロメートルの紙が無駄になり、環境負荷に結びつくという。なるほど隣国のフランスでは環境を守ろうと、2025年を目処に、30ユーロ以下の買い物のレシートを廃止しようと準備が進められていると報じられている。同じEU域内でも、対応は様々に模索中のようだ。

この原稿を書いている2月14日の *Dresden Neueste Nachrichten* の報道では、ドレスデンのパン屋がこの義務を免除される特例を税務署からドイツで唯一認められたという。ドイツのパン屋のレシート騒ぎは当分、続きそうである。

さて、あなたはパン屋のレシートを見て、環境問題を考えたことがありますか？

(以上)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2020 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: Nihon Life Nihonbashi Bldg., 8F 2-13-12, Nihonbashi, Chuo-ku, Tokyo 103-0027, Japan

Telephone: 81-3-3510-0882, Facsimile: 81-3-3273-8051

〒103-0027 東京都中央区日本橋本 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8 階

電話 : 03-3510-0882 (代) ファックス : 03-3273-8051

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>